

第十六回国会
衆議院

水産委員会農林委員会連合審査会議録第一号

昭和二十八年六月二十五日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

水産委員会

委員長 田口長治郎君

理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 中村庸一郎君 理事 山中 露史君

理事 日野 吉夫君 理事 小高 嘉郎君

中村 清君 夏堀源三郎君

濱田 幸雄君 水田三喜男君

白濱 仁吉君 赤路 友藏君

淡谷 悠藏君 田中幾三郎君

中村 英男君

農林委員会

委員長 井出一太郎君

理事 綱島 正興君 理事 金子 與重郎君

理事 足鹿 覺君 理事 安藤 覺君

佐々木盛雄君 佐藤善一郎君

佐藤洋之助君 松岡 俊三君

松山 義雄君 加藤 高藏君

吉川 久衛君 芳賀 貢君

稻富 稔人君 川俣 清吉君

久保田 豊君

出席政府委員

調達庁長官 根道 廣吉君

農林事務官(調達) 山中 一朗君

農林事務官(調達) 平川 守君

農林事務官(農地局長) 岡井 正男君

農林事務官(水産局長) 大石 孝章君

農林事務官(水産局長) 鈴木 昇君

農林事務官(調達) 鈴木 昇君

農林事務官(調達) 鈴木 昇君

農林事務官(調達) 鈴木 昇君

農林事務官(調達) 鈴木 昇君

農林事務官(調達) 鈴木 昇君

農林事務官(調達) 鈴木 昇君

農林事務官(調達) 鈴木 昇君

農林事務官(調達) 鈴木 昇君

農林事務官(調達) 鈴木 昇君

外務事務官(國際協力局長) 安川 壯君

農林事務官(農地局管理部長) 和果 博君

農林事務官(水産行政部長) 高橋 泰彦君

水産委員会専門員 杉浦 保吉君

水産委員会専門員 徳久 三種君

水産委員会専門員 難波 理平君

農林委員会専門員 岩隈 博君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

農林委員会専門員 藤井 信君

第一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の左に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業又は政令で定めるその他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

一 防潜網その他の水中工作物の設置又は維持

二 防風施設又は防砂施設の除去又は損壊

三 その他政令で定める行為

二 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については、適用しない。

三 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第二条 前条の規定による損失の補償を受けることとする者は、農林府令の定めるところにより、その者の住所の所在地の管轄する都道府県知事を經由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受領したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

(増額請求の訴)

第五条 この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴においては、国を被告とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

六 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第 号)の施行に關すること。

第十二条第一項を次のように改め、同条第三項中「二十八人」を「二十三人」に、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附屬する動産の評価」及び第一項各号に掲げる事項」に改める。

中央調達不動産審議会(以下中央不動産審議会)というは、調達庁長官の諮問に應じ、左に掲げる事項についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

一 調達不動産及びこれに附屬する動産の評価

二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

三 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

3 内閣総理大臣は、前項の書類を受領したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申立)

第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日から三十日以内に、農林府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議の申立をすることが出来る。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第四条 政府は、前条第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があつた場合において同条第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対して、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴)

第五条 この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することができる。

2 前項の訴においては、国を被告とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 調達庁設置法(昭和二十四年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

六 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第 号)の施行に關すること。

第十二条第一項を次のように改め、同条第三項中「二十八人」を「二十三人」に、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附屬する動産の評価」及び第一項各号に掲げる事項」に改める。

中央調達不動産審議会(以下中央不動産審議会)というは、調達庁長官の諮問に應じ、左に掲げる事項についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

一 調達不動産及びこれに附屬する動産の評価

二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

三 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償

の補償に関する法律による損失の補償

第十七条第二項中「管轄区域内にある調達不動産及びこれに附属する動産の評価」を「管轄区域内における第十二条第一項各号に掲げる事項」に改め、同条第四項中「並びに不動産及びこれに附属する動産」を「及び第十二条第一項各号に掲げる事項」に改める。

○根道政府委員 たいだいま提案になりました日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本法は法律案は前の特別国会にこれを提案いたしました。衆議院において可決せられ、参議院において審議中のところ、衆議院の解散に伴つて審議未了と相なつたものであります。今度も日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて日本国内及びその付近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍または空軍によつて東京湾口及び佐世保湾口の防潜網、水中聴音機その他の水中工作物の設置または維持あるいは芦屋の防風林のような防風施設または防砂施設の除去または損壊等が行われたことによりまして、従来適法に農業、林業、漁業その他の事業を営んでおりました者が、その事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を適正に補償する必要があるものがあるものであります。これが再度本法を提案する理由であります。

この法律案の内容は、前に提出いたしましたものとまったく同一であります。

て、第一条には、前述の趣旨を規定しているものであります。補償すべき損失の原因となるアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍の行為としては、一に防潜網その他の水中工作物の設置または維持、二に防風施設または防砂施設の除去または損壊、そのほか三に三といひまして、その他政令で定める行為といふものを掲げまして、行為の種類を政令で定めるとしてあります。

なお損失の補償を受けるべき事業としては、農業、林業、漁業を規定してあります。農林業、漁業を規定してあります。この損失の補償は、漁船の漁業制限法、民事特別法等の他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責に任ずべき損失については適用しないこととし、また補償する損失は通常生ずべき損失としてあります。

次にこの損失の補償の手続については第二条に規定してあります。この損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところによつて、自己の住所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならぬこととし、都道府県知事は、該申請書を受け、これを内閣総理大臣に送付し、内閣総理大臣は、補償すべき損失の有無と損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を經由して当該申請者に通知しなければならぬこととしてあります。

この内閣総理大臣の補償すべき損失の有無及び補償額の決定に不服のある者は前述の通知を受けた日から三十日以内に関連総理大臣に対して異議の申立てをすることができるとし、内閣総理大臣はこの申立てのあつた日から三十日以内にこれについて決定の上申立人に通知しなければならぬこととしてあります。

次に補償金の交付につきましては、第四条に規定してあります。前述の異議の申立てがないときは、異議申立期間満了の日から三十日以内に補償を受けるべき者に對し、当該補償金を交付し、異議の申立てがあつたときは、異議の申立てに基く決定を通知した日から三十日以内に補償を受けるべき者に對し、当該補償金を交付することとしてあります。

次に第五条におきましては、増額請求の訴えについて規定してあります。この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に国を被告とする訴えをもつてその増額を請求することができることとしてあります。

次に附則第二項におきまして、この補償事務の担当庁を調達庁とするため調達庁設置法の一部を改正して、同庁不動産部の所掌事務を規定している同法第八条に第六号として、この法律の施行に関することを挿入することとし、さらに調達庁の付属機関たる中央調達不動産審議会が調達庁長官の諮問に應じ、この法律による損失の補償について、その基準その他一般的事項を調査審議することができるようにするとともに、調達局の付属機関たる地方調達不動産審議会において、この法律による損失の補償についても、調達局長の諮問に應じ調達審議できるものとす。

う、同庁設置法に所要の改正を加えることとしてあります。以上が本法の概要でございます。以上が御審議をお願い申し上げます。

○田口委員 本日政府からの出席者を申し上げます。水産庁、岡井次長、高橋経理課長、調達庁、根道調達庁長官、山中不動産部長、大石次長、鈴木不動産補償課長、外務省、安川国際協力局第三課長、小沼事務官、農林省、平川農地局長、和栗入植課長であります。

これより質疑に入ります。中村庸一郎君。

○中村(庸)委員 私は前回の委員会におきまして質問を保留しておつたのであります。本日は水産庁長官の出席も要求しておいたのですが、出席がないので、まづたく遺憾に存する次第であります。この提案されております法律案は、すでに前国会におきまして衆議院を通過いたしておるわけであり、そこでこの法案審議にあつて、今年の二月十日に水産農林連合審査会におきまして、この法案は議和発効後に適用してこれを適用するといふ御答弁が、川田前不動産部長よりあつたのであります。これは当時水産庁長官も御出席になつておりましたし、はつきりいたしておるのであります。先日の水産委員会におきまして、山中不動産部長よりこの法案は適用して効力を発しない、かような御答弁があつたのであります。その理由をいたしましては、他の法律案をつくりまして、この点に於いては、はたして不動産部長の御答弁の通りでありますかどうか。

か、また前国会において政府委員より答弁があつたことを今日また繰返されるかどうか、またただちに前国会における発言を撤回されるかどうか。当時は調達庁長官も御出席になつておつたのであります。先日の水産委員会におきまして、明確なる答弁が得られなかつたのであります。今日ここにあらためてこの一点について御答弁願ひたいのであります。

○根道政府委員 前国会におきまして、たいだいま御質問に相なりましたような意味のことを川田部長及び私からも申し上げたかと記憶いたしております。昨日でございましたが、現不動産部長より御説明があつたのに対して疑義を生じたようでございますが、これは適用するといふ意味の言葉の使い方で、私としては考へてゐるのであります。実質的にこれが適用するといふことは、現実にはこの法令が適用されるということには、私どもとて今疑義を持つておらないのであります。これは法律の上に、効力が及ぶといふ言葉が書いてございませぬ。そういう書き方をすることは、他の法案との比較上いろいろ問題があるといふ議があつたといふことに関しまして、おそらく山中不動産部長はそういうことを申したのであると推察するわけであります。いづれにいたしましても、この法案が通りましては、少くとも現実の問題としていたしまして、補償の対象は駐留軍の行為によるものであり、駐留軍の行為といふものは、講和条約の発効の日以後においては連合軍でなくして、駐留軍の行為となるものであります。従ひまして、駐留軍の行為となつ

たものについて補償するという第一の
規定は、当然実質的に補償がそこま
で及ぶ、という考え方であるという
ことを前国会においても御説明申し上
げたのであります。ただそこ起草上
のいろいろの關係がございまして、こ
れは明白に書くか書かないかというこ
とが問題になったことは事実でござい
ますが、現実問題といたしましては、
この法案が施行されるに至りまし
たならば、實際上現実の補償が適用さ
れるということについては、關係各庁
ともいまだ疑問は持つておらぬのであ
りますので、さよう御了承願いたいと
存じます。

○中村(廣)委員 たいいま長官より御
答弁があつたのであります。どう
も明確を欠くものであると私は考えま
す。この附則第一項に「この法律は、
公布の日から施行する」と書いてあり
ます。公布の日から施行せられまし
て、その施行前に起つたことが法律的
に効果があるかどうか、この問題に対
して明確にひとつ御答弁願いたいと思
います。

○根道政府委員 たいいま提案になつ
ております法案に、今の附則の言葉を
そのまま示すことは、将来に疑義を生
ずるのではなからうかということは、
われわれもいたしまして考えたので
あります。しかし現実問題として、
われわれの帰結するところ、暫かずと
も、實際上の効果は第一条によつて発
生するということに論議が帰着いたし
まして、こうなつたわけでありませう。

○中村(廣)委員 たいいま私は明確に
解釈しかねるのではありませんが、しか
らば附則にこういう公布の日から施行す
るといふようなことを特に書き入れる
必要はあつたかと思ふ。この項を
削除されてはどうかですか。

○根道政府委員 とういふことを申し
上げてはどうかと思ふのであります。
が、その項目を削除いたしますと、こ
れはまつたく適用不能に相なるのでご
ざいまして、ぜひとも必要でございま
す。

○中村(廣)委員 この法文の附則から
行きますならば、公布の日から施行
することとなつておりますので、長官の
お話はまつたく私に解釈しかねる。公
布の日から施行するということになつ
ておりまして、この以前に効力を発効
したと考へない。そうすると、この法
律がその以前に適用されるということ
はまつたく考へられないのでありま
す。

○根道政府委員 私どもの考へており
ますのは、法律令の効力の発生するの
は、この法案に書いてある日付からで
ある。しかし適用の対象はさかのぼる
のである。とういふふうな考へ方であ
るといふことを前国会にも申し上げた
つもりでございませう。

○中村(廣)委員 この法律が公布され
ました場合に、この以前に起つた損
害、すなわち占領軍が駐留軍にかつた
た以後に発生した損害に全面的に
適用せられると解釈してよろしいので
ありませうか。またその間、すなわ
ち議院発効後における損害に対して完
全に補償せられるとういふように解釈し
てよろしいやうにございませうか。

○中村(廣)委員 とういいたしますと、
駐留軍によりまして支給されておしま
した見舞金、あるいは総理府令によつ
て支給されておりました見舞金につ
きまして、この法律の補償の内金とみ
なしてさしつかえないのであります
か。

○根道政府委員 この法律によつて包
含される部分につきましてはさうで
あります。現在のところ、この前の御
説明のときに申し上げたところでは、
形式的にはこれを補償と申し上げるわ
けには行かぬのでありまして、従いま
して實際上なすべき実質的の補償、別
な言葉をもちつれば見舞金でありま
す。これをしなければならぬというの
で、現実にはすでに見舞金の形におい
て補償しているものがあるものであり
ます。この法案が通りましたならば、そ
の見舞金は、この法案による補償に自
然になつて行くものである。従いまし
て、この法案によりましてあらためて
計算するとういふような問題がかりに起
りましたならば、現実には起らないと
存じておりますが、起りましたときに
は、中身の問題といたしましては、中
村委員のおつしやつたような内金とい
うような考へ方が出て来るかもしれま
せん。しかも私どももいたしまして、
内金という言葉の使い方もいろいろ論
議の種になるかと存じますが、實際上
は見舞金として今はやらなければなら
ない。しかしこの法案が通りましたと
きには、この法令によつての補償をや
つたものと考へ、ただここに差額が
ございしたときには、あらためてそ
の分の手当をしなければならぬ事態が
起るかもしれません。とういふことを

申し上げます。

○中村(廣)委員 たいいま長官の御答
弁によりまして、平和条約発効後発生
いたしましたすべての損失に適用せら
れると、私は長官の答弁を了承いたし
ます。また平和条約発効後におきまし
て支給された見舞金は、いわゆる
損害補償の内金と了承いたします。こ
の法案の中にはなほ不明確を欠く点
が多々あるのであります。この二点
を長官の御答弁によりまして、御答弁
通り適用せられると了承いたしました
私の質問を終わります。

○網島委員 関連してお尋ねいたしま
す。たいいまの御答弁と委員の発言を
伺つておりますと、ちよつと不明確な
やうであります。長官の御答弁がい
かやうであるやうとも、本文の規定が非
常に将来を規定することと存じます
が、多分今応答になつた点は、第一
の「アメリカ合衆国の陸軍、海軍又は
空軍の左に掲げる行為により、従来適
法に農業、林業、漁業又は法令で定め
るその他の事業を営んでいた者がその
事業の経営上損失をこうむつたとき
は」というところですが、実は文理解釈
をしますと、この文章では必ずしも長官
の御説明だけでは不十分のやうに思え
るのですが、これは幾らか委員会であ
る正なさか何かしないかと、ただ長官の
御説明があつたからというだけでは、
どうも法律家としては文理解釈上受取
りにくいやうに思えるのですが、この
箇条以外にこの法案の中に、従来のも
の、補償できるといふ明確な規定が
ございませうか。

○根道政府委員 この法案の中にはそ
ういふやうなことはございませぬ。

○網島委員 どうもこれだけだと、委
員の疑問が起つたのがもつともで、法
律的には最高裁判所に持つて行つても
どうしても根道さんの説は負けると思
うのです。

○水田委員 今の長官の答弁は少しお
かしいのです。法律論としては、公布
の日から施行する法律が過去にさかの
ぼつて適用されるとういふことはあり得
ないので、適用されない。ただしもし
かういふ法律ができたら、過去に起つ
た事実については、あとからかうい
う法律ができてゐるのだから、過去の事
実をやはりこの法律の精神に照らして
損失を補償してやろうという行政措置
でやられるのならかまわないのです
が、この法律が過去の事実にも適用さ
れるのだとういふやうな説明だとしたら、
これは問題であつて、今後大きい問題
が起ると思ふ。今中村委員は了承す
るやうに、これをあなた自身が承知した
らたいへんなことになる。もう一ぺん
答弁をし直す必要があると思ふ。

○根道政府委員 この法律のことに關
連いたしまする遡及効の問題といたし
ますと、なか／＼めんどうでございま
して、正直に申し上げますと、私はこ
れでできると考へておるのであります
が、疑問があると仰せられれば、まこ
とにその疑問はあるのであります。従
いましてこの点を何らか明確にする
とういふ方法があれば、委員会の御決定
に従ひましてもけっこうでございま
す。

○松岡(俊)委員 たいいま水田君、網
島君から関連質問として申されたこと
は、前回の委員会において、私が最も
憂慮して指摘した一点であります。進
駐軍から駐留軍に引續いておる。この
法案によると前のものはほとんど全部

片づいたかのようになつておるが、片づいてはならない。初めて今回内灘の問題があれほど問題になりまするの

は、われ／＼が講和発効後、独立国民となつて自由なる主張をなし得るからこれが言える。ところが進駐軍当時においては、鉄砲を構えてそこに一步も入ることのできないような状態になつておつた。従つてほとんどみな言われ

るままに問題が解決されなければならぬようなくあいで、一つも国民としてのほんとうの主張をなし得る機会がなかつたのであります。ただいま調達庁長

官からこの点について何らかの方法がありましたらばという答弁を得たので、委員会として十分なる処置をなさねば

ならぬということが明瞭になりましたから、私はこの一点はよろしうござい

ます。次に私がお尋ねしたいのは、人命問題に關する点及びたゞいま御説明が

ありました、水中聴音機その他のこと、主として海軍や飛行機のことがあり

ました。砲弾によつて教育が、あるいは産婦が非常な被害をこうむる。こ

とに直接砲弾下に住んでいるような人は教育上に非常な支障がある。ことに

産婦などは問題である。こういう点をどの程度に政府ではお考えになつてお

るか。この補償の認定をまず考えてい

ただかなければならぬと思う。第二点は、主として海のことに関する

ことであります。農地関係、陸上の関係においては、ことに山林部にお

いては、ほとんど山によつて生活して

おる。この山によつて生活しているもの

が、接取地だけが補償の対象になつて、これに連続する付近にあるものが、

山菜、伐木あるいは採草に非常な被害があつても、従来はほとんど解決

されず、そのまゝになつておる。この点についてどういうあんばいにお考え

になつておるのか。第三点は、ただいま申し上げました人命上の問題であります。砲弾下にあ

るものは、ほとんど生命が毎日脅かされておる有様であります。しかもそれ

は接取地ではなく、その附近である。こ

ういうようなことがありますが、すべて進駐軍占領時代に起つた問題が引続

いてそのまゝになつておる。明後日根道長官初め農林省及び日米合同委員

会の方々が出張して親しくごらんになり

ますから、よくわかると思ひますが、

中途で砲弾が炸裂して、屋根からたん

す、長持、針箱までめちや／＼になつ

ておる。一たび現地を見たら、突には

だえにあわを生ずるだけではない。し

かもこれはそこに居合せなかつたから

よかつたけれども、居合せたらただち

に被害を受ける。その被害を受けたと

きに初めて補償の対象になる。それが

なければそのまゝになつておる。こ

ういうことに対して、もう少し明確な行

政措置が講ぜられるようにならなけれ

ば、この法案には満足できません。こ

れらについてもお尋ねしたいので

あります。私は長官の御答弁を得た後

に、続いて農地関係でお尋ねすること

があります。まずこの点をお答え願

いたいと思ひます。○根道政府委員

ただいま御質問の第二点及び第三点一

緒の御答弁になるかと思ひますが、全

體的に申し上げて、ただいま御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相なり

まして、たゞいふ御説明に相なりまして

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞい

ふ御説明に相なりまして、たゞいふ御

説明に相なりまして、たゞいふ御説明

に相なりまして、たゞいふ御説明に相

なりまして、たゞいふ御説明に相なり

まして、たゞいふ御説明に相なりまし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

りまして、たゞいふ御説明に相なりし

て、たゞいふ御説明に相なりまして、

たゞいふ御説明に相なりまして、たゞ

いふ御説明に相なりまして、たゞいふ

御説明に相なりまして、たゞいふ御説

明に相なりまして、たゞいふ御説明に

相なりまして、たゞいふ御説明に相な

及び農地局長に宛てて折返し所見を願うという申請が出ております。その要綱は

神町キャンブ地区の調達に伴う補償について

昭和二十一年六月以降連合軍のキャンブ敷地として接収を受け引続き駐留軍の使用を受けている北村山郡東根町所在若木開拓地区中の一部一四八町余に対して昭和二十一年六月接収以前この土地の使用主であつた右開拓地の入植者武田茂蔵外百十六名から使用権に対する補償措置について要請を貴官宛提出してゐる旨であるが未だ措置を得てゐないようであるからこの地域の状況並に陳情者の主張とするところの概要を述べ速急の善処をねがひたく要請する。この件に対する閣の方針を折返し御回答を願ひたい。

一、本件土地は解散団体農地開闢営団(以下単に開闢営団という)が昭和十六年以降民有地を買収し昭和十九年以來三次に亘つて入植者を入れ一戸当り適正農業規模面積として四町歩を配分農地の造成に當つて来たが昭和二十一年六月連合軍の進駐によつてキャンブ敷地として接収されたものである。

二、本年二月十八日陳情に及んだ武田茂蔵以下百十六名の者は右の方針に基いて昭和十九年以降本件土地に入植この土地の開闢に當り二十一年六月接収時には一四八町余の概ね七割九三町余の農地を造成してあり且住居を構え居住をしてゐた。

三、本件土地に対する前記入植者の土地使用の關係は自作農創設特別措置法又は農地法に基く固有開拓財産

の一時使用の趣意と違ひ開闢営団と入植者各人との間に賃貸借契約締結してゐたものであり年々賃借料を納入してゐる。

四、開闢営団の入植者に対する本件土地の売渡しの方針は旧自作農創設特別措置法又は農地法の趣意と異り農地を完全に造成した後に売渡す方針であつた模様で接収時売渡を受けず前記の賃借権設定のままであつた。

五、開闢営団の解散に當つて本件土地は昭和二十二年法律第一七六号「農地開闢営団の行方農地開闢事業を政府において引継いだ場合の措置に関する法律」によつて昭和二十四年四月国有開闢財産として取得されている以上の如き事情にあるが武田茂蔵以下百十六名の陳情の處理に當つては更に左記事項をも斟酌されたく意見を附する。

一、昭和二十二年法律第一七六号「農地開闢営団の行方農地開闢事業を政府において引継いだ場合の措置に関する法律」に基く本件土地の開拓財産取得は旧自作農創設特別措置法第三十条第一項の趣旨である自作農創設の目的に供する土地としての意であつて取得の時期において同法第三十条に基き買収したものとみなさるべきではなく従つて昭和十九年以降陳情人等と開闢営団との間に設定した賃借権は旧自作農創設特別措置法第十二条第一項による権利消滅とはならない。

二、昭和二十一年六月接収時陳情者は、本件土地中の農地について離作料(農業取得の二箇年分)をもらつてゐるが、これは離作によつて生

ずる損失に対する単なる補償であつて同人等の賃借権の排除措置ではない。

三、占領期間中の調達に伴う補償は土地に対しては所有権以外の権利についてなされなかつたが、駐留軍の使用に供する土地の調達にあつては、所有権以外の権利について補償されることになつてゐるので陳情者の権利も当然補償の対象となるものと考へられる。

なお本件陳情者等の入植地区は前述のとおり適正農業規模面積として一戸四町歩を必要とする畑作地帯であるが(水田造成が不能の地である)しばしば次の調達によつて現在一戸八反ないし一町六反の狭少な土地を売渡しを受けてゐるにすぎず農業經營が極度に困難であり生活が困窮してゐる実情にあるのでかかる事情も充分に御考慮の上善処方おねがいする。

これが山形県知事として伺ひ出たものでございませう。私は現地に於いてよくこれを調査したのであります。終戦時に農地開闢営団が解散されたために、当然受けるべきところの百十六名の開拓者が非常な困難を來してゐる。これがただいま水田君の調達質問によつて明らかになつたのであります。これらの点は急速に解決しなければ、米軍に対する土地の者の反感が当然予想されるようなことになつてゐないかと思ふ。またこれらを利用して種

種國家の實情を誤解せしむるやうなぐあいに煽動する者も出てゐる。これらの点から考へて、一刻も早く終戦時の混雜の際に起つた未解決の問題は、急速に解決せなければ、國家の現状から

はなはだ憂慮すべきことだと思ふのであります。私の見たところ、山形県ならぬ内務方面を視察などしてまわりましたが、もし山形縣の太根根の射撃場の問題を、一たびほんとうに取上げるやうなぐあひになつたらどうなるか。明後日これをあらんになりなすれば、突にびつくりするだらうと思ふ。そういうところでも、東北人が比較的おとなしく、協力的な態度に出てゐる。これを不問に付するやうなことになる。これを不問に付するやうなことになる。これを不問に付するやうなことになる。

先日これらに者によく納得せしむるようになしたのであります。明日は山形県知事初めごつて本省に参るやうになつてゐるのであります。一たびこれら問題に火をつけるやうにするか、せぬかといふことは、政府の対策、処置いかんによるのであります。それが先ほど水田君のお話のやうなぐあひに、調達庁長官において考慮の余地がある。従来のようなぐあひにやいかに、こぼこぼを相當に修正するやうなことがあつたといふことはわかりましたので私も少しく安心してゐるものでありますけれども、幸い農地局長もここに現地に参るし、明後日は當局とともに現地に視察に参るのであります。日本でただ一つ砲弾下にあるのであります。山の被害は海の被害と違つておりますけれども、被害を受けてゐる山村では種々なる煽動に陥りやすいところもありま

す。これらをよく御注意願ひたい。とういうぐあひに終戦當時の混雜のため住民に迷惑をこうむらせてゐる点があります。これはただひとりこの地方民ばかりでなく、全國的にとういうものがあると思ひますから、善処して

ていただきたいと思います。○中村(廣)委員 関連して……。私はただいま本案の中に謝及効を盛り込むという問題につきまして御質問申し上げて、いろいろ謝及効の問題について答弁をいただいたのであります。この謝及効を盛り込むというところが一番大事な問題であつて、平和条約発効後におけるすべての損失に適用されることになり、また今日までの見舞金は一切内金といふことになるわけでありま

す。この問題が一番大きな問題であると思ふ。その一番大きな問題が、さうして不動態部長より、行政措置によつてこれは完全補償するといふ答弁をいただいたのであります。従つて私も行政措置によつてできるというやうな頭を今日まで持つておつたのであります。しかしながらこの点にいささか疑義をはさむものであります。従つて平和条約効力発生後における損失にすべて適用されるというところ、それから各種の見舞金はこれが内金であるといふ長官の御答弁を承了してゐる言葉は私にさきに申し上げたのであります。これを取消します。私はこの法律の中に、明確なる効力を発するといふ謝及効を盛り込まなければならぬといふ考え

てゐる。それで私の了承してゐるといふ先ほどの言葉を取消しておきます。しかしてまた関連質問といはします。先般の委員会におきまして、この法案によつて大抵予想されるべき補償額はいかほどくらいであるかといふ質問をしたときに、大抵七億から八億といふ御答弁をいただいたのであります。この法案が通りました後におきまする損害

五

の補償というものは相当大きなものになるかと私は考えますので、この七億、八億という額ではたしてまかない得るかどうか、この点を明確に御答弁を願つておきたいと思ひます。

○根道政府委員 ただいまのところ一応の見込みでございます。しかしだんだんと調査が進みますと、七億、八億ではまかなえぬという事態がある場合には明白になつて来るかも知れませんのであります。ただいままとまりました材料から見ますと、大体その辺であらう、こう今思つてゐるわけであり

ます。

○中村(廣)委員 この額は予想額といふことでありますが、相当の増額を必要とするものと私は考えます。従つてこの予算に對しましての問題、それからもう一点の遡及効を盛り込むという問題につきましてはあらためてまた御質問したいと思ひます。

○田口委員 松岡委員の質問に對して何か御答弁がありますか。

○根道政府委員 松岡先生の御質問に對してお答え申し上げます。先ほどいへる「お話がございました点につきましては、われ／＼としてもかねて心を砕いておる点でありまして、十分心をいたしまして、できるだけすみやかに御覽になつておられるようなことを除去するように努めたいと存じます。

○小高委員 関連して、今議題となつておりますこの法案は、日本とアメリカとの行政協定に基づく水面利用に関する法律並びに土地使用等に関する法律に抵触しておる点が非常に多いではないかと思ふのでありますが、これらの限界点の御答弁を願ひたいことが

一点と、いま一つは間接被害の解釈の問題であります。たとえば東京湾の防潜網の内側、東京よりの方は直接被害と見て、これに對する補償はこの法律で出すが、間接被害として防潜網の外側、南側、すなわち房州よりの方でございますが、これらは当然魚が絶えず動いておるのでございますから、間接的な意味において相當の被害があるものでございます。これらの被害もこの法律によつてはつきりと間接被害と認められるかどうか、この二点をお尋ねいたしたいのであります。

○大石説明員 小高委員の御質問に對するお答えいたします。他の法律との限界点の關係でございしますが、施設区域の中につきましては、これは問題のない点であります。漁船の操業制限の法律に關しましては損失の補償ができませんものにつきましては、本法律を適用する必要はないわけでございます。

それから間接被害の範圍いかんという問題に要約されるようでございますが、在日米軍の行為が漁業に及ぼす行為そのものが大体どんな因果關係にあるか、私どもの現在解釈しておる点を申し上げますと、相當因果關係があればこれをどうという解釈をいたしております。

○小高委員 ただいまの間接被害に對して因果關係が濃厚ならばこれをどうというふうなことでございまして、承知したので、その点はその程度で了承いたしておきます。

いま一つ先ほど申し上げました他の法律との關係でございしますが、内灘及び九十九里その他の地区に限られた問題は、多分にこれとまぎらわしいのであります。先ほどの答弁によりま

すと、ちよつと私に落ちない点もあるものであります。他の質問者も多いやうでありますから、これは後刻あらためてお尋ねいたすことを留保いたしまして、質問を打切つておきます。

○田口委員 山中日露史君。

○山中(日)委員 私は本法案の補償すべき損失の有無及び補償額の決定に對する不服、すなわち救済方法についてこの法律には不備欠陥があると考えますので、その点について調達庁の見解を承りたいと思ひます。

この問題につきましては、過般の水産常任委員会におきましてお尋ねをいたしたのであります。その際には調達庁の方におきまして意見がまとまつておりませんので、次会に見解をまとめて御答弁を願ふというお約束ができておりますので、この機会に重ねてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。場合によつては修正の必要があるのではないかとすら考へておるのであります。

それはこの法律によりまして、損失の補償を受けようと思ふ者は、それ／＼の手続を経まして總理大臣に申請をいたすのであります。その場合に總理大臣は損失があるかないか、また損失を補償する場合において、幾ばくの損失額を補償するかという損失の決定をいたすのであります。この損失の有無と補償額の決定に不服のある場合においては、さらに申請人は總理大臣に向つて異議の申立てができるというところが規定されておるのであります。そこで法律の第五条に参りますと、「この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつてその増額を請求することが

できる。」というふうな規定しております。損失を補償するということが決定された場合においてのみその増額請求に不服のある場合においては、国を被告として訴えをもつて救済することとができるというふうな規定されておつて、かんじんの總理大臣が損失の有無について、異議の申立てに對して、やはり損失がないと決定した場合においては、もはやその申請人は国を被告として訴えをもつて救済するという道がこの法律では明確になつておらないのであります。この点は私はこの法律の非常な欠陥ではないか。損失額の場

合においてのみ国を被告として訴えができるということを特に規定しておられるから、損失のないという決定がなされた場合においては、救済の道がないといふことは非常に片手落ちである。ことにこの法律によりまして、間接損害までも賠償するという因果關係の範圍の非常に広汎に解釈される問題が多いのであります。必ずや問題が起きた場合に於いては、その損失は當然補償すべきものである、あるいは因果關係があるとかないとかというやうな問題が当然出て来ると思ふのです。かかる場合に於いて最終的にそれらの人に対する国を被告として訴えをもつて救済するといふ道が開かれておらぬのは非常に片手落ちである。かように考えますが、その点についての御見解を承りたいと思ひます。

○山中政府委員 ただいまの山中委員からの御質問に對してお答えいたします。先般の水産委員会におきまして、この点が質疑應答されたのでございまして、これに關連いたしました關係方面の見聞も聞いた後にお答えするとい

うことになつておりました。ただいままた再度御質問がありましたので、第五條の増額の請求のみをあげた理由を申し上げたいと存じます。

本案の第二條の第三項の規定に不服のある者は第三條の規定によりまして異議の申立てができるのでございまして、それに対して、第三條第二項により、内閣總理大臣が決定することになつておりますが、この決定に對しては不服がある場合は、いわゆる損失の有無について不服のある場合は、行政事件訴訟特別法の第一條、ないし第二條の規定によりまして、訴訟を提起することができるとなつておるわけでありまして、従ひまして本法におきましては、この規定をなかつたのであります。増額請求につきましては、行政訴訟特別法においては救済がでないのに、特に本法において救済規定を設けたやうな次第でござい

ます。

○山中(日)委員 行政事件訴訟特別法によつて——駐留軍の行為によつてこゝうむつた損害に對して、その損失を認めないという決定に對しては、この特別法によつて救済ができるというお話でありまして、これは見解の相違になるかもしれないけれども、私は絶対にできないと考へております。と申しますのは、御承知のように行政事件訴訟特別法は、かつて新憲法が生れる前に行政裁判所という特別裁判所がありまして、すべて行政訴訟はこの行政裁判所によつて行われたのであります。新憲法によりまして、こゝういふ特別裁判所がなくなりまして、すべて民事裁判所において裁判をするといふことになつたのであります。従つて

できる。」というふうな規定しております。損失を補償するということが決定された場合においてのみその増額請求に不服のある場合においては、国を被告として訴えをもつて救済することとができるというふうな規定されておつて、かんじんの總理大臣が損失の有無について、異議の申立てに對して、やはり損失がないと決定した場合においては、もはやその申請人は国を被告として訴えをもつて救済するという道がこの法律では明確になつておらないのであります。この点は私はこの法律の非常な欠陥ではないか。損失額の場合においてのみ国を被告として訴えができるということを特に規定しておられるから、損失のないという決定がなされた場合においては、救済の道がないといふことは非常に片手落ちである。ことにこの法律によりまして、間接損害までも賠償するという因果關係の範圍の非常に広汎に解釈される問題が多いのであります。必ずや問題が起きた場合に於いては、その損失は當然補償すべきものである、あるいは因果關係があるとかないとかというやうな問題が当然出て来ると思ふのです。かかる場合に於いて最終的にそれらの人に対する国を被告として訴えをもつて救済するといふ道が開かれておらぬのは非常に片手落ちである。かように考えますが、その点についての御見解を承りたいと思ひます。

民事裁判所において取扱うところのこの行政上の諸問題につきましては、従来行政裁判所があつた当時取扱つたその事件の内容とまったく同一でありまして、この行政事件訴訟特例法において取扱われるところの問題というものは、言うまでもなく行政庁の違法なる処分、すなわち日本の行政庁の不当なる処分あるいは行為によつて損害をこうむつた場合においてのみ、損害をこうむつた者はその行政庁を相手取つて訴訟ができるというのであります。しかしながらこの場合は、行政庁自身の行為によつて漁民や農民が損害をこうむるのではないのであります。むしろゆるアメリカ駐留軍の演習その他の日本の行政官庁の行為でない、そういうたよその人の行為によつてこうむつた損害を国が賠償するというのがこの法律の趣意であります。従つて、この行政事件訴訟特例法では、先ほど申し上げましたように、日本の行政官庁の行為によつて国民が損害をこうむつた場合においては救済行為であり、従つてこの行政事件訴訟特例法によりますと、ただちに行政訴訟はできないのであります。必ずその行政処分をなしたところの官庁に対して異議の申立てをする。それに対して不服な場合においては、さらに上級官庁に対して訴願をする。それがけられた場合においては、初めて行政訴訟が提起できるというふうにはつきり手続上の規定も規定されておるのであります。

この法律によりますと、最初申請された補償額を決定するの最終決定、異議の申立てを決定するの最終決定でありまして、同じ人が決定をするのであります。従つてこういう変則な異議の申立ての取扱ひを規定いたしておるのでありますから、当然にこの損失がないというふうな決定をした場合においては、やはりこの法律で特に国を被告として訴えを提起できるという規定を規定しなければなりません。先ほども言ひましたように、その増額の場合だけは救済できないからだとおつしやいませけれども、もしもこの損失がないということを決定した場合においても、行政事件訴訟特例法で救済できるものであるならば、当然その補償額の決定に対して不服な場合においても、この法律の適用はななくとも、この行政事件訴訟特例法で救済されなければならぬ。しかるに特にこの法律で増額の請求のときだけを国を被告として訴えができるという規定をしたところを見ますと、やはりそこに矛盾がある。でありますから、私は当然これはこの法律に規定しなければ、絶対にこの行政事件訴訟特例法においては救済することではできないと考へております。さらにしからば、国家賠償法というような規定でこの被害をこうむつた人々に対して国が賠償できるかというところもできない。それは国または公共団体の公権力の行使による公務員がその職務を行うに於いて、故意または過失によつて国民に損害を加えた場合でありますから、本件のような、駐留軍の行為による場合においては、国家賠償法においても、この被害者は救済ができないのであります。従つてあくまでもこの法律に、特に国を被告として、そういう場合においてはやはり救済ができるという道を開かなければ、他の

法律では絶対に救済できないのであります。これは見解の相違かもしれませんが、私はそう考へておる次第であります。この点についていかがでしよう。

○山中政府委員　ただいま山中委員からの御意見でございませうが、そういう点につきましても一応見解によりましていろいろ相違があるかと思ひますが、われわれといたしては、進駐軍の行為であつても、その行為によるこの損害を国が判定し、国がこれを補償するということになり、それで、總理大臣の決定は当然行政行為と解釈して、この損害の有無についての判定がある場合は、これを違法であり、違法であるというところは当然起ることと思ふのであります。それからただいまの國家賠償法による問題でございませうが、これは御高見の通り、私もできないのじやないかと、こういうふうに考へております。

○山中(日)委員　これはまあいくらいつても見解の相違でありまして、いづれそれ〴〵法制局その他の意見も徴したいと思つておりますが、私の聞くところによりますと、法制局においては、私の考へが正しいというふうにも聞いております。ただ今お答えの中定は、それはやはり行政官庁の行為だから、それによつて救済ができるというべきけれども、私の先ほど申し上げましたように、その行為の不当については、その行為は行政官庁の行為によつて生じたところの損害でなければならぬ。しかるに今回の場合は駐留軍の

行為によつて生じた損害でありますから、その損害の発生原因がつまり總理大臣の決定によつて生じた損害ではないのです。従つて總理大臣の決定、つまり行政処分によつて生じた損害であるならば、お説のように、あるいはこの行政特例法でできるかもしれませうが、その損害が発生したのは、決して總理大臣の決定という行政処分によつて生じた損害ではないので、駐留軍の行為によつて生じた損害である。ここに根本的な考えの違ひがあると思ひます。これ以上は議論になりますから申し上げませんが、私も各各の委員とも相談をいたしましてこの点を明確にしておきませんと、非常に不公平な結果になると思ひますので、いづれこの点については、各各の委員とも相談をいたしたいと思ひます。この点についての質問は終ります。

○田口委員　足鹿君。○足鹿委員　私は農林委員の立場から若干お尋ねをしておきたいと思ふのであります。先刻からいろいろと御質疑があり、また水産委員会御審議になつておりました、私は水産委員会に出席しておりますから、あるいは重複等の点があるかもしれませんが、そういう点はあらかじめ御了承をお願いしておきたいと思ひます。まず最初に、本法により賠償を意用しておられます地域は現在どこでございませうか、これを明らかにしていただくと、これはできませんか。先刻は七億ないし八億の予算を必要とするであろうという御答弁がありました。従つてその金額を算出されたいについて、大体補償の対象となる、あるいは補償を意用されておる地域というものは

はほぼ見当がつくものではないかと思ひますが、その点をまずお尋ねいたしたい。

○大石説明員　先ほど長官からお答え申し上げましたあいう事項に關しまして、これを地域的に申し上げますと、山形県山形市、若木村、これは水源を軍の共同に使用いたしておりますために、使用の水量が多量に、灌漑用水に非常なる不都合を来しておりますという事案でございませう。同じく農業関係で、仙台南部の部落で、やはり水源を軍が利用いたしておりますために、灌漑用水の不足を来しております。同じく農業上の被害であります。同じく松島の近くの矢本の飛行場、この飛行場建設のために、防風林、魚つれ林等を伐採いたしたために、付近の農作物及び漁獲物に被害を与えておるという事案でございませう。それから農業の被害で、宮城県の上野城寺原、これは軍の射撃場に使用しておる関係で、やはり水源を利用し、またいろいろ水路の破壊等があります。またいろいろ水不足、同じく農業で、東京都北多摩郡砂川村の横田飛行場から雨水が流出いたしますために、隣接の耕作地に被害がある、排水施設の不備に基きますところの事案でございませう。同じく北多摩郡昭和町からやはり雨水の流出によりまして農作物に被害があるという事案でございませう。埼玉県入間川町航空基地からの雨水の流出により畑が冠水し、被害が起きているという事案でございませう。同じく農業の被害で、千葉県富士からの雨水の流出によりまして耕地の被害があるという事案、同じく農業の被害で、山梨県南都留郡忍野村森林の灌漑によりまして耕地に出

水を来たした防災施設の損壊による被害でございます。同じく山梨県の梨ヶ原の水源利用によりまして灌漑用水が不足になつてゐる水源利用阻害の事案でございます。九州の芦屋の空軍基地建設に際して、防風林を除去したため近隣耕地に被害を及ぼしたという防災施設の損壊に基きまして農業上の被害、同じく農業上の被害で、青森県の大沢町で高射砲の射撃演習によりまして井戸等の被害、それから三宅島で航空機の爆撃演習によりまして井戸あるいは貯水槽、屋根瓦等の被害がありまして、農家の被害、愛知県小牧飛行場滑走路延長上に農家がありまして、航空機の進入方面の付近に存在した建築物であります関係上、航空機の発着等のために被害をこうむつて移転を要するという事案でございます。熊本県の大矢野原で軍が防

災林を伐採いたしましたために、いわゆる防災施設の損壊、農作物に被害を及ぼした事案でございます。北海道千歳航空基地キャンピングから排出された汚物あるいは薬液等によりまして、河川にその汚物薬液が放流されましたために魚族が壊滅する、それから水草が枯死する、住民の河川使用ができな

い、牛馬の放牧が危険という農業漁業等の被害でございます。以上が農業と林業とかみ合つた被害でありまして、以下東京湾の防汚網の被害と、現在私どもの調査に基きまして損失補償を要するという結論に到達いたしましたのは三十四件でございます。

○足尾委員 今後この種の被害はまだ増加することが大體予想されます。それに關連いたしまして、本法による補償金の財源は、予算科目は防衛支出金でありまして、二十八年度の予算が六

百二十億になつてゐる、こういうふうな承知いたしますが、その防衛支出金の金額のうち、本法による補償に支出される項目は何でありますか、かつその金額のわくはどの程度になつておりますか、お伺いいたしたい。

○山中政府委員 はなはだ申しわけありませんが、ただいま財務関係の者が参つておりませんので、はつきりした予算案の内容を手元に持つておりませんが、私たちが承知してゐるところでは、ただいまお話しのように、本国会に提案されてゐる予算案の中に、防衛支出金が六十二億二千五百円ほどござい

ます。その中から出ることにすると存じております。

○足尾委員 大体五十三億余というところでありまして、その五十三億余が不足を生じた場合、財政上の理由からして、当然支払ふべき補償金が削減されるようなことがあるかどうか、そのわくは必要によつて増額せられる余地があるものであるかどうか。なおアメリカがその類のうち分担する額は、規定によつて半額ずつとなつておりますが、さうに承知してよろしいかどうか。

○山中政府委員 ただいまの予算額に不足を来たしたときはどういふふうに処置するかという御質問でございますが、われ／＼かかる補償を取扱つてゐる官庁といたしましては、御承知のやうに確定した債務を事前に把握できないのでありますから、われ／＼が財務当局に絶えず申し、また将来も折衝し

て、かかる点でやりたいという考え方は、もし年度内に支払ふべき債務が発生し、当然支払ふべきものにつきましては、当該年度内における予算の組みかえその他によりまして、完全に支払ひたい、こういうふうな存じてゐるわけでありまして、防衛支出金のアメリカとの分担云々というものは、安保条約にも規定されておるやうでございますが、われ／＼が今ここで半額を完全にする金額について補償するかどうかということにつきましては、財政当局がいらないので、十分お答えできないことを遺憾といたします。

○足尾委員 私の申し上げておる点は、従来よくあつたのであります。予算上におけるわくの制約によつて、気の毒ではあるが、十分の補償あるいは措置が講じられないということは、行政官庁の場合には今までも十分事例があるものであります。その点を案じてお尋ねをしてゐるのであります。もちろんこれはあらかじめ予測し得る場合もありまして、また予測できないような突発的に出て来る場合等もその仕事の性質上あると思ひます。従つてこういう事案につきましては、融通性といふべきか、その運用上において適正かつ敏速にその損失の補償が与えられなければならないと思うものであります。財務当局がおいでにならなかつても、長官がおいでになるのでありますから、その点でこゝで明白にしたいと思ひます。

○山中政府委員 予算が足らなくなつたらどうかという点であります。われ／＼はそれといたしましては、できるだけ早期において必要金額の算出を試みま

して、それに対する手当を、全予算の中からできるだけ融通つけたい、こう考へております。予算が足らぬから損害を負けるという筋合いのものではなからうと私は存じております。必要によりましては、大蔵当局とも協議の上、予算を国会に提出して追加の措置も講じなければならぬことがあるうかと存じます。

○足尾委員 なお先刻の御質問によつて私も聞いておつたのであります。当面の損失補償の金額は七億八千八億というお話でありましたが、それとた

だいまの不動産部長の御答弁の五十三億何がしというものの関係はどういう関係にあるのでありますか。

○山中政府委員 ただいまの五十三億九千万円の計数は、全体の調達庁で所管しておりますところの施設提供諸費といふので、その中で一応今度の特損によりまして起るであろうとわれ／＼が目安をつけた金額が七億八千八億である、こういう関係になつております。

○足尾委員 その問題はそれといたしまして、追加予算を提出する場合もある、また迷惑を運用上においていかにいふ長官の御説明であります。次に本法による無過失責任を補償するに至つた動機、また駐留軍の過失、無過失の判定はだれが行いますか、その二点を伺ひたい。

○大石説明員 お答えいたします。本法におきましては、駐留軍の行為があら

りまして、従来適法に営業しておりました農業、漁業、林業あるいは政令で定める事業に損失を及ぼした場合に適用するのであります。過失の場合には

不法行為で、これは民事特別法によつて救済されることになる次第であります。

○足尾委員 だれが判定するのですか。

○山中政府委員 今御質問のような関係のことがもし起りましたときには、日本側は日本側として調査するのであります。また米側は米側として調査したのであります。公務上の行為であつたか、公務外の行為であつたかということもみづから調査するわけでありまして、それで意見が一致して、これをそれ／＼公務上、公務外と日本政府とアメリカ政府の納得ができますれば、その線に従うわけでありまして、非常にむづかしい問題に相なりまして、これは合同委員会において決するところに従う、こういうことになると存じております。

○足尾委員 この際これに關連してい

ま一点明らかにしておいてもらいたいのですが、本法においてアメリカ合衆国の軍隊の行為によつてはつきりなつておりますが、現在の状況をわれ／＼が見た際に、いわゆる軍隊の構成員である個々の軍人の公務あるいは軍隊以外の行動による損害といふものも相当あると存じます。特に開拓地等におきまして、軍人が休暇中に馬を飛ばしてたんぼを走りまわるといふようなことで、開拓地農民は相当これらの点について苦情を申し出てゐることは御存じの通りだと思ひますが、そうした損害は本法によつては適用されないかどうか、その御解釈はどういふふうになりますか承りたい。

○山中政府委員 ただいまお尋ねの点は、本法によらずして、民事特別法によるものと心得ております。

○足鹿委員 次にお尋ね申し上げたいのは、駐留軍の行為による直接あるいは間接の損失は、これらの法律によつて一応補償されるといたしましたが、無形の、いわば精神的な損失あるいは被害というような点が農林関係の場合には多いのであります。すなわち演習場の近傍でいつ内時田畑をふみ荒らされるかわからぬ、そういうようなことから農民が生産意欲を喪失する。これは直接被害として載つては参りませんが、これらのものは相当なものがあると思われまゝ。これは本法の適用というところは困難だと考えますが、調達庁ではこれらの点についていかうな御所見を持っておられますか、この際伺つておきたい。過般小平で航空機の墜落事故によつて農作物の被害があつたことは御存じの通りであります、これらの損失補償あるいは賠償は、本法によるものとの間に取扱ひ上どういう差異がありますか、その二点を承りたい。

○根道政府委員 一応私として考えておりますところは、ただいま例に引かれました小平の事件のようなものは、これは民事特別法によるべき損害かと考えております。その場合損害の算出の方法は、ただいま提案いたしてあります法案と、農作物等の被害等に關しましては、内容はまったく同一たるべきものと考えております。

○足鹿委員 民事特別法による決定ということですが、従来民事特別法によつて損失を補償したもの、この法案との間に開きがあつたのか、本法と比較してみても著しく差があつたか、そういうような事例がありますかどうか。

○根道政府委員 損害の起ります時期、その種類等によりまして、現実問題としては似たものでも多少の差異がある場合があるといふことは御了承願ひなさい。起りました事件がばば時を同じうして、いろいろのものの變動がないときには、同じようにせなければならぬものと考えております。

○足鹿委員 こまかい点はまだありますが、一応大筋だけを私はお尋ねして先に進みたいと思ひます。今の御答弁では不満であります、これはまた同僚議員の御質問もあることとありますから、他の機会に譲りたいと思ひます。

次に補償算定の基礎について、現在立案せられたものがありますか。あればこれを御提示願ひたい。

○山中政府委員 その基礎について現在確定したものはまだございません。

○足鹿委員 ないとおつしやいます、先刻は七、八億という数字を長官みづから御発表になつておりますし、これらは何らの算定根拠なしにさうな数字をはき出されるところは考えられませんが、もし現在ないことが事実であるならば、どういふ一つの要綱によつてこの算出基礎を今後定められますか。その大綱について承りたい。

○山中政府委員 お答えいたします。現在までわれ／＼が考えております大綱と申しますか。行くべき筋と申します、これにつきましては、二十七年七月四日の閣議了解で、駐留軍の用に供する土地等の損失補償要綱というものがございまして、これに基きましてある程度推定した金額が、先ほど申し上げました金額に相当しておる、こういう

ふうに考えております。将来またこの法律が施行されるまでには、完全な補償の適用基準というものをくらなげればならぬと思つております。これにつきましては、これは一応のテキストと申します、サンプルといたしまして、いろいろ関係各省とも相談いたしまして、その上で中央調達不動産審議会あたりにはかりまして、確定した案を作成いたしたい、こういうように存じておる次第であります。

○足鹿委員 次に本法により受けた補償金に對して、課税上の取扱ひはどのように大蔵当局と詰がついておりますか。

なお先刻の私の質問に二、三関連もあるものであります、この権利関係の明確でない、いわば期待利益とでもいいますか、そういうものに対する補償の方針が本法においては明確にされておらない。たとえば内陸のごときは、聞くところによれば、あれは開拓財産であつた。全部あるいはその大部分が私明瞭に存じませんが、これを所管がえをされまして、あゝいう事態を引起しておいでになる。これはあれを將來開拓をして、そこに一つの食糧増産の目標を持ち、従つて大きな期待利益を地元の者が予想しておることは明確でありまして、これらのものが一瞬にして喪失してしまうのであります、こういうものはなか／＼むづかしいとは思ひますが、これは重大な問題だと考えます。特に開拓地においては開墾設計計画を立てて、むやみにやつておるのではなくして、一定の方針と計画に基いて、乏しい資金と農民の努力によつて営々計画が進められておる場合に、こういう問題が降つて来るとい

うことによりまして、駐留軍の行為によつてそれが画餅に期してしまうのであります。これは農業上の問題として、これは重大な問題だと思ひます。これらの点については、本法では何らの規定がありませんが、これらについて長官なり当該部長の御所見を承つておきたい。

○山中政府委員 ただいま足鹿委員からの御質問の補償に關する課税問題でございまして、これは所得に算入する際は所得税法が適用されます。それから実費弁償的な補償、たとえば移転その他につきましては、されないわけでございます。その点御了承願ひます。

○平川政府委員 ただいまのいわゆる期待利益と申します、こういうものに対しては、補償という形でこれの法律に於いても、そういうものに対する補償は考えておらない。ただ實際問題といたしまして、農家の生活はきわめて重要でありますし、農林省といたしまして、他の一般的な土地改良あるいは開拓なりという事業を、できる限りそういう地帯に結びつけてやつて参りたい。たとえば内陸におきまして、あの砂丘地帯の残された地帯に對する畑地灌漑というやうなことを計画しておる。これは直接の補償というわけではありませんが、その地帯の農家生活等を考えておるわけでありまして。

○足鹿委員 先刻の補償金に對する課税上の取扱ひについていま一応承りましたのであります、所得に類するものについては課税の対象になるというお話でありますけれども、その所得に類

する場合は、たとえばどういふ場合でありますか。

○山中政府委員 たとえば實際当該年度に推定される漁獲高、これに對してこれだけの漁業所得があつた、こういうものに對しまして、それが駐留軍の行為によりましてとれなかつたから補償する、こういう場合は所得と考えるのでございまして。

○足鹿委員 わかりました。平川さんにもう一点ただいまの期待利益の点で承つておきたいのですが、これはあなたの所管に一番多い問題であります、こういう問題について、本法との関連において何らか具体的にこれらのことをお取運びになる御意思と御用意があるかどうか。ただ運用上の問題のみならず、何らかの措置を講ぜられる御用意と御意思があるかどうか承つておきたい。

○平川政府委員 これは法制的にきめることはきわめて困難でございまして、個々の地区々々の状態に於いて考えるよりいたし方がないかと思ひます。私どもとしましては、一つ一つの地区についての使用が決定いたします際には、その土地の農家の状態なり、あるいは農地の状態なりを十分検討いたします。これは第一に使用を極力避けるということから参つておるわけでありまして。その際にできるだけ農家の生活なり農業に影響を与えないやうに、最小限度にとどめる。そのときその地区の具体的な事情をつまびらかにいたしまして、その付近においてたゞ／＼開拓に適する所があるから開拓しようとか、あるいは干拓に適する所があるから、これを干拓することによつてその人々の生活の安定をはか

ろ。その地区々々の状態によつてそういう無形の損害を受ける人々に対する対策を、一つ／＼具体的に考へておるわけでありまして、これを法的にすることとはよくと困難であります。

○足鹿委員 そうすると平川さん、それらに基く補償金の中に、見舞金というやうなものがどこかの場合にあつたやうですが、今おつしやつたやうな期待利益に対する損失補償の意味を含めたものを、いわゆる見舞金というやうに御解釈になつておられますか。見舞金と補償というものはどういふふうにお考へになつておられますか。

○平川政府委員 ただいまのお話の見舞金というのは、どこに出ているものであります。従来こういう法律がありましておつたものがございまして、そういうものであります。ちよつと今の見舞金という言葉の出どころがはつきりいたしませんか。

○足鹿委員 それでは一つの事例をお示して御所見を承ります。内灘砂丘地の一時使用については、政府から昭和二十七年十一月二十六日付で県あてに正式通牒があつた。これに対する内灘村への見舞金として総額五千五百万円であり、直接地元へ銀行を通じて支払われたが、第一次支払いは十二月十七日、第二次支払いは昭和二十八年一月二十九日となつておりますが、この事例を御存じないのですか。局長はこの間飛行機で現地においでになつたはずですが……。

○平川政府委員 ただいまの事実は存じております。その見舞金の性質につ

きましては調達庁の方からお答え申し上げます。

○根道政府委員 これは見舞金でございます。内灘村のあの地帯におきまして、政府といたしましてああいう射撃場を提供しなければならぬという事態があつたわけでありまして、ところが御承知のように、内灘村という所は非常な貧寒村でありまして、全体がさやかな漁業によつて立つておるといふやうな土地柄でありまして、全体的に村に対して非常な不安を与へ、同時に多くの人が生業を奪われてしまつたやうな事態である、こういうやうな建前から、これは村を救済する意味におきまして見舞金を出さなければいかぬ、こういうふうな考へて出した見舞金であります。

○足鹿委員 私のお聞きしたいのは、期待利益に類する補償の措置としておやりになつたかどうかということでありまして、非常に困窮をしておるから、その困窮に対して同情的な立場から見舞として出したのだ、こういう御答弁のやうであります。しからは今後その困窮がかりに内灘の事態よりもさらに状況を異にするやうな箇所が発生したときには、この見舞金というものは一定なところにくぎづけされるものでないかと解釈してさしつかえないと思ひます。これとまた逆な立場において、一見生活にそう困窮しておらないがごとき状態だとされが御認定になれば、その見舞金というものは引下げられる。要するに自由自在にさうなものが、時の政府なりあるいはそれと連絡をされる人々の意思によつて左右されるやうなことは、従来もあり今後もあり得ると思ひますが、こ

の見舞というやうなものの内容をもつと明らかにし、第一条第一項に「その事業の経営上損失をこうむつたとき」該當事業となつておられますが、いわゆる事業財産以外の財産に損害を与へる、すなわち家計上重大な損害を受けたとときとわれ／＼は解釈しても、一面さしつかえないと思ひます。しかるにこの一条の第一項には「その事業の経営上損失をこうむつたとき」とはつきり規定し、何らそこに含みがありませ

ん。「等」といふ言葉もなく、はつきりこれは切つてあります。従つて私がたゞいま問題にしておりますやうな点については、いわゆる見舞金というやうなそのときの都合によつてふら／＼した事実の認定によつて行われる結果になるものであります。いわゆる家計上の損失は生活の困窮との関連があると私は見るのであります。この第一項第一項の規定のみでもつて事足りるやうな局はお考へになつておられますかどう

か。また家計上の重大な損害とみなして見舞金というものはそういう意味を含めて御支出になつておるのであります。その点を明らかにいたしていただきたい。

○根道政府委員 単純に困窮しておるからということだけをもつて見舞金を出す、あるいはその程度によつて見舞金に差等をつけるというやうなことは、全般的から申しますれば、補償問題として仕事を扱つておる調達庁としては、できるだけ公平な立場において物事をしなければなりません。ただいま内灘の例が引かれましたが、これも単純な困窮というだけではございませ

んので、村全体の生活が将来に向つて脅かされるという事態を考へて、また

たまた／＼通常の現在までの補償要綱等によつてはなし得ませんので、その事態を勘案いたしまして出しました見舞金というものであります。今後この法案が通りました後におきましては、多くのものはこの法案によつて救済されるやうに相なるのではないかと私は考へております。また第一条だけで救済できるのかというところでござい

ます。それらの点につきましては、先刻も多少こまかに申し上げた点でござい

ますが、政令によりましてさらに具体的損害の発生の場合をどうえまして、しかるべき処置をしたい、こういうわけでありまして、それからまた家計上の損失という言葉を御使用になつたのであります。私どもも考へますところ、大体におきまして多くの場合何らかの事業ないしは事業と称し得べきものをやつておるやうな方々を考へることができるといふやうに考へて、それができるといふやうに考へて、これをある意味におきましてはできるだけ広くいたしまして、ほんとうに、損害を受ける者に対する補償をいたしたい、こういうふうな考へております。

○足鹿委員 政令でさらによく規定したいというお話でありますから、ついでに政令問題も私はお尋ねしてみたい。第十五国会の水産、農林連合審査会の連記録を讀んでみますと、その當時は政令案を提示する段階にないかと政

府委員はお答弁になつております。しかし当時から今日まですでに四箇月以上も目子が経過しておりますから、当然こういう重大な問題については、各省がそれ／＼案を提示し、そしてこれを御協議になつて、政令案というものはすでにできておらなければならぬ

はずだ。われ／＼はこういう重大な、わずかに紙一枚でもつて地方住民の、国民の側の父祖伝来の地がいろいろな形でこわされ、それによつて大きな被害を受ける。こういう重大な問題に対して、この一枚の簡単な法律でもつて一

府大綱をきめられ、他の具体的問題はすべてこの政令に委任されるならば、その本法審査と並行して審査をしなければならぬのは、その政令の内容だとは私は思ふ。そのものをできておらないとは私は考へません。できておるはずだ。四箇月もたつておる。私どもは選挙で中断されておるが、あなたの方は選挙中はひまであつたわけでありまして、十分御研究ができておると思ふのですが、その点を明らかにしていただきたい。

○根道政府委員 前国会においてまさに御質問の通り申し上げた記憶がござい

ます。その当時はまだ用意ができておらぬ、今はつきりぜひともしなければならぬと考へておるの、ここに掲げてある第一項目及び第二項目だ、これはぜひすぐにもやらなければならぬものであるというやうに御答弁を申し上げまして、その他のことについてはいろいろ／＼研究してみなければならぬというふうな申し上げたのであります。その後おそいのでおしかりを受けて済みませんでございまして、先刻申し上げましたやうに、各地における実態を把握することに鋭意研究を進めまして、項目といたしましては、先刻申し上げたやうな項目を一応考へ、具体的事柄に對しましては、従来あります基準等によつて算定し得るものはこの額を算定して予算方面の裏づけも獲得

しなければなりません。そういうよう
なことである。研究を進めて参りま
したところ、すでに三、四箇月かかっ
たのであります。ただいまそういう案
をもちまして、政府部門におきまし
てそれ、関係の向きと協議中ござい
ますので、御了承願いたいと思いま
す。

○足鹿委員 三、四箇月もたつてまだ
協議中で、この重大な案件を審議する
際に、われ／＼がある一つの原案とし
て御提示願うことのできないことをは
なはだ遺憾に思うと同時に、これはあ
なたの方の準備不足でもありますし、
強く言いますならば、怠慢だとも言え
ます。そんなことではとても現地の熾
烈なこの問題に対して、迅速、的確な
る補償等についても前途が心配されて
来ます。もう少し御勉強になつて、こ
の案を御提示になり、委員長におい
ても「われ／＼農林委員会としても重
大関心を持つております。従つてこれ
は速急に審議して成立せしめなければ
ならない性質の法律ではあります。が、
しかし内情を精密に具備した完全なる
ものとして出さないと、また再びその
都度改正々々ということもできますま
い。でありますから、委員長において
もその点を十分御考慮になりまして、
すみやかに政令案を本委員会に御提示
になるように、事務当局を御督促願
いたいと思ひます。

ついでに政令の問題ですが、第一
第一項に「農業、林業、漁業又は政令
で定めるその他の事業」とあります
が「その他の事業」とは何ですか。こ
れは御質問が、あつたとも思ひます
が、私はこの委員会に出るのが初めて
でございますので、それくらいはもうわ

かつておると思ひますが、いかがでし
よう。

○大石説明員 お答えいたします。そ
の他の事業もやはり政令に盛る次第で
ございませう。

○足鹿委員 どうもそういう御答弁で
は、私もまともな受取りがたい。大
まじめでそういうことを御答弁になる
というところは、あなたの方の非常な不勉強
というか、誠意に欠けるものがあり
はしないかと思ふ。そんなばかな答弁
が、あなたの方から出ておるかというこ
とを私は聞いておるので、それをおつし
やればよろしい。そんなばかな答弁が
あります。

○大石説明員 先ほど長官から、大体
現在の構想をお答え申し上げたわけ
でございますが、本法の中心となる課題
は、農業、林業、漁業が中心なのでござ
います。その他の事業につきましても
は、申し上げましたように、政令に盛
りまして規定いたします次第でございます
が、現在どういふものをお考えであるか
という足鹿委員のおしかりでございま
すから申し上げますが、今の研究では
学校教育法、社会教育法によりまして
この学校教育、社会教育またはこれ
に準じますところの学術研究のための
事業、道路運送法によりましてこのの
自動車運送事業、海上運送法によりま
すところの船舶運送の事業、現在私も
研究の結果到達いたしました結論は以
上の三点でございます。但し長官から
申し上げましたように、その後の四箇
月間の事態で、私も当初の原案では
とても今発生しましたところのい
る申されておりますところの損失を全
部補償するに足るとは考えられないと

いう次第で、いかなる項目を追加する
かというところを研究し、また具体的に
當つて各省と協議等を遂げて、着々整
備中の段階にございませう。

○足鹿委員 初めからさようにおつし
やれば何も問題はなかつたのでありま
す。私の先刻申し上げたのは、そうい
う内容をお聞きしたかつたのです。ア
承いたしました。さらによく御研究を
願ひたいと思ひます。また適及規定の
問題等は、中村さんが詳細追究されま
すし、また私どもの同志の山中君から
も總理大臣の補償決定問題に關連して
の片手落ちは追究されましたから、私
はこれを省略いたします。

最後に二、三箇箇條にお尋ねを申し
上げて終りたいと思ひます。中央不動
産審議会の構成メンバーはどういうも
のをお考えになつておりますか。

○根道政府委員 お尋ねの審議会は、
調達庁設置法に書いてある審議会であ
ります。現存いたしますが、委員
等は各界の学識経験者を主として集め
ております。どういふ種類の人である
かは今申し上げよう。

○足鹿委員 不動産審議会のメンバ
ーは、あとで書面であつただけにつ
てであります。なおこれについて希望
意見を付加しておきますならば、こ
ういふ事態というものは、今後ますます
不幸なことではあるが、ふえる。従つ
て何年前に発足した審議会が私あ
まりよく存じませんが、そのものを不動
産のものとしてみよふことになることは、
もう少し御再考の余地があるとは思
ひます。中央不動産審議会のメンバー等
について、またその構成メンバーを選
定する考え方についても、真にその被
害の実際、損失の実際が具体的に反映

するように、御考慮になつてしるべ
きものではないか、これは私の意見で
ありますが、よく御考慮を願つておき
たいと思ひます。

次に、アメリカ合衆国軍隊以外の国
連軍が日本に現在おる。行政協定以外
の軍隊がどういふわけが知りませんが
やつて来ております。これらの国連軍
の軍隊の行為によつて損失がたぐさ
ん発生しておるはずだと思ひます。ア
メリカとの間には、いい悪いは別に
行政協定に基いて合同委員会もでき
ており、またこの法律は「日本国に駐留
するアメリカ合衆国軍隊の行為」とな
つておつて、国連軍の場合は適用外に
あるのであります。この關係はいか
ように処理されますかお尋ねをいたし
ます。

いま一つ、先刻の補償を算定する基
準としての過去の税金の問題でありま
すが、この補償算定の基準として過去
の税金を考へられるということが非常
に大きな要素になつておるようであ
りますが、納税申告は、今まで非常に
入りが少いし、零細だから低い。ところ
がその補償算定の基準にこの低い税金
が取上げられておると、従つてその補
償率も少いし、またこれに課税する
というふうなことは、所得とみなすもの
でありますから税法から行けばさうな
いでしょうが、こゝういふ特殊な被害と
いうものに対して、所得とみなすもの
に課税することに私は当らぬと思
ひます。これはよく検討してみなければ
ならぬと思ひますが、従つて漁獲高
が当然あるべきものがなくなつたか
ら、いわゆるその補償として与えられ
たものを所得とみなす、こゝういふこ
とになつて課税されるということは、そ

のみなす基準というものによつて、漁
なんかの場合はたくさんとれるときも
あります。その多くとれる場合非常に
損をします。漁民はそういう無形の損
害を受けるのであります。それを一
つの所得とみなすということについて
は、私は妥当にやないかと思ひます。
もう少し長官なり当該部長においては
この点について研究をし、大蔵當局と
何らかの折衝をする用意があるか
ないかということをお尋ねいたします。
国連軍の問題と今の問題、この二点で
私の質疑を終ります。非常に長い間御
迷惑をかけました。

○根道政府委員 中央不動産審議会の
ことにつきましては、後刻書面をもつ
て申し上げます。現在のところ農林関
係なら農林方面の専門家、特にその方
面の団体の代表というふうな者を入れ
て審議しております。水産ならば水産
方面の権威者ないしその団体の代表と
いうふうな者を入れて審議を進めてお
ります。これを念のため申し上げます。

国連軍のことにつきましては、突
に現在御承知の通り調達庁の所管では
ございませう。従ひまして調達庁は直接
には国連軍関係の問題によつて起りま
した損害の補償の事務は扱つておりま
せん。しかしながらいろいろ各方面の
要望もございまして、やがて国連軍た
る英露軍等が日本に統いておるとい
ふような事態があつて、その間に何らか
の國際約束ができるということになり
ましたならば、そのときは同種業務で
ございまして調達庁がやはり扱わな
ければならぬようになると思ひますが、
現在のところ扱つておりません。

それから税金の問題でございまして

が、この点はわれ／＼時折気がついておるところであります。所得とみなすものに課税する、これはあたり前の言葉であります。しかし補償の仕方によりまして、これは損失の補償なんだ、実損の補償なんだというやうなやり方ができますならば、これは課税の対象にならない。ちやうど火災保険で保険金が課税の対象にならぬと同じように処置すべきものである。また場合によりまして、どうしても政府が渡す金が課税の対象になる。しかし実情はこれを課税しなければならぬというやうな問題があるといえます。ならば、これもやはり補償の対象としてその中に繰込んでやれば、課税をされたも実損は完全に補償されるというやうなやり方もあるやうかと考えております。かつてそういう税明を申し上げたことも記憶しております。しかし一般論として所得とみなすべきものを課税するということは、まあ課税関係のものといいたしましては、どうしても一応はそう申し上げなければならぬ。しかしながら実際問題として、課税されたがゆえに補償してもらつたものが結局多少のマイナスになつてしまふのだというやうな事態では相ならぬ、こういうふうに考えております。

○田口委員長 渡谷君、時間が大分経過しておりますから要点をお願い申し上げます。

○渡谷委員 前々回の委員会内で内閣村の射場に強制使用されております地域が訴訟になっております点を申し上げます。その詳細の御説明を願つたのですが、農林省管轄であるというので御答弁がなかつたので、農林大臣の御

出席をお願いしたのでありますが、本日はお見えになりませんでした。もし時間がないやうであれば、大臣の出席するまで保留しておきます。

○田口委員長 きようは呼ばないことになっておりますが、農地局長が出席になつておりますが、いかがでしょうか。

○渡谷委員 それではけつこうでござい。現在強制使用されております内閣の砂丘地帯が、さつき足尾委員からもう／＼お話があつた通り、開拓地帯として現在国有になつておりますが、それが訴訟を進行中だということになつておりますので、この詳細の御説明を願ひたい。訴訟の現在の進行の状態並びに性質について……。

○平川政府委員 ただいま詳細の資料を持つておりませんが、あの土地は開拓用地といつたしまして政府が買収をいたしました。それに対して所有者から異議の申立てがありました。これが訴訟になつておるわけでありまして、つまりその主張の要点に、これは開拓地として不適当な土地である、こういう主張で、従つて買収が違法である、こういう主張を第一審におきましては、政府側の勝訴になりました。これは開拓地として買収したことは適法である、こういう状態になつておるのであります。訴訟をいたしましてはそういう経過になつております。

○渡谷委員 この所有者の名前も伺ひたいのであります。

○平川政府委員 豊国土地株式会社という会社でございます。

○渡谷委員 関連して伺ひます。そう

いたしますと、これは目下控訴中なんだやうでございますが、開拓地として不適当であるという名目で所有者から異議申立があつたのが今度は逆に国有の開拓用の土地がまた射場として提供されたのは、農林省としては開拓地として不適当であるという原告の主張をおいになつたためでございます。どうか、その点はいへん矛盾してゐると思つておりますが、御説明願ひたい。

○平川政府委員 これは開拓として不適当であるというためではございませぬので、農地法の七十八条あるいは八十条等におきまして、公用の目的の場合におきましては、つまり開拓地として適当な土地でありまして、他のより緊切な国家目的がありまして場合に於いては、その方の使用に貸して行く、あるいは所管がえをするということとが認められておるわけでありまして、極端に申しますれば、開拓用地としてすでに開拓されておる、個人に私下げられておるものも取用されるやうな、強い法律がこちらにあるわけでありまして、従ひまして開拓の目的で政府が買収はいたしたけれども、より以上の強い目的が現われて来た、そのために開拓用地として不適当とは認めないけれども、そちらの目的に貸付をする、あるいは所管がえをするということは、農林省としても認めておるわけであり

ます。

○渡谷委員 これは特別調達庁の長官にお伺ひしたいのですが、この間の伊

関協力局長の御答弁では、内閣の使用は、米軍の要求というよりは日本側の必要から、保安隊の使う砲丸を試験射撃するために使つたというやうな御答

弁がございましたが、その通り了解しております。これにつきましても、今度のアメリカ合衆国軍隊の行爲による特別損失の補償というものに該当いたしますかどうか、お伺ひしたいと思

います。

○根道政府委員 調達庁といたしましては、安全保障条約並びに行政協定等によりまして、米軍駐留軍に日本政府として提供いたします区域、施設等につきまして、その道程において起るべき損害を補償する業務を扱つておるわけでありまして、私どもとしては、米軍に提供すると日本政府がきめたその方針に従ひまして、要綱に従つての措置をとらなければならぬものと考えます。

○渡谷委員 一括して質問いたします。さつき足尾委員からも質問があり、前会私も質問いたしました内閣における補償の実態というものは、特に内閣に限るということは言えないと思ひます。これは同一条件であれば、同じ補償基準によつて全国に適用になるものと了解いたしますが、さういふとするとこれだけの補償が、しかもその村が特別に貧困であるといつたやうな、いわゆる所得の実態もしくは所得税の実態とは離れた貧困基準でこれは現われております。これでやつてみました場合に、先ほどの御説明の七億ないし八億といふやうな補償額の決定では、はたして間に合うかどうか、このことがたいへん問題になると思ひます。私は内閣における補償は多いとは思ひませんが、全部

この基準でやられてけつこうだと思ひますが、これでやるといふと、全国における演習地、基地の補償要求が相当大きいものになると思ひますが、この点のお見込みを伺ひたいのが第一点であります。

それから適及力がないといふしましても、行政措置によつて完全補償される場合に、一体アメリカの軍隊による損失が起つた時、期間でありまして、これをいつに確定するか。特に占領後引続いて使われておる演習地、基地がどういふ手続によつて占領状態から講和後の状態に切りかえられたか。この手続の点をお伺ひしたい。

それから先般お願い申し上げておきましたが、内閣と特調との間にとりかわされております契約書の写しもお取寄せを願つておりますが、まだ届いておりません。この内容についても実は検討してみたいのであります。結局この契約書によつて補償額がはつきりきまり、それから初めてこの演習地、基地というものが使用されるべきものであるという原則がございまして、各地における状態は、さういふ契約書の行政措置として使われておる事例がた

くさんございまして、今日外務省の方にぜひおいて願つて、でき得べくんば外務大臣の御出席も願つて、さういつた契約の基礎をなす形式について御質問したいと思つておりますが、一応ただいままでの質問についてお答えを願ひたい。

○根道政府委員 ただいま御質問は、言葉の上では非常に簡単なやうでござい

ますが、なか／＼むずかしい御質問だと私は存じます。まず第一の御質問

の点であります内閣に対するあの措置は、この法案が通るとすれば、それに該当するものであるかどうか、この法案によりますところの補償に切りかわる性質のものであるかどうかということでございますけれども、これは私どももいたしまして、さようでございますと今ここで申し上げる性質のものではないと存するのであります。

○淡谷委員 そうだとすると、そうじゃないところを、はつきり言つていただきたい。

○根道政府委員 そうだと今申し上げるには、今ここで研究を要する、こういうわけでございまして。何となれば、この法案によつて具体的にカバーされるような性質であるとはつきりわれ／＼が考え得ますならば、これはこの法案によつて切りかえられるものとなるわけであります。今までのところわれ／＼は独立したものと考えておるわけであります。この法案を提出する以前にこれはなされたものでございまして、従来いろ／＼やつて参りました一般の見舞金というものと考へておるわけであります。

○淡谷委員 この前の委員会では、同一条件にある場合は、この基準を全国に基準として行うというといつたような、山中部長さんのお答えがあつたのですが、これは長官のお答えと若干食い違つてゐるようでありまして、その点はいかがですか。

○根道政府委員 この前の委員会におきまして、私も同じようなことを申し上げたと考えております。すなわち内閣問題はわれ／＼としては特別な例であると考えておりまして、現在までのところ、同種類、同程度のものはなか

つたと考へて措置した、こう申し上げたわけであります。それに対して、今後同じようなものが起つたら同じように扱うか、こういう御質問がございまして。政府といたしましては、おおよそ一般の行政すべて公平にやらなければならぬことは御承知の通りでございます。ほんとうの意味でもつて同程度、同様な場合があれば、また同様の措置をとらなければならぬであらうと私は申しております。ただ、また受ける損害、その苦痛の程度、いろ／＼などところにおいて種類と内容においていろ／＼違うところがある。上ではなされなければならぬものである、こう申し上げました。

○淡谷委員 さらにこの法案について政令案ができておりませんので、具体的な審議は不可能と思ひますが、その他政令で定める項目の中に、砲撃、爆撃等の間接損害も御考慮になつてゐることは承つておりました。現在の事例を見ますと、松岡委員がさつき強調されました演習地でない場所の弾丸の通路、これによる被害は決して大高根の演習地でない状態がございまして、弾丸をこうむるための損害が結構と起つておりますが、こういうようなものなども政令の中にお見込みになつてゐるかどうか、お答えを願ひたい。

○根道政府委員 先刻申し上げました項目の中にあります。ただいま申された言葉のうちにそれを包含しておるつもりであります。

○淡谷委員 最後に一つお伺い申し上げますが、昭和二十七年年度の損害補償ですが、昭和二十七年年度の損害補償でま

だ未払いになつております額について、この前私が申し上げたのに、御返事を頂いておりませんが、二十七年年度分としてどれくらい残つておりますか、概算をお示し願ひたい。

○大石説明員 淡谷委員の御質問は、本法を適用した場合に、本法による補償の額がどれだけあるか、そういう意味であります。

○淡谷委員 本法適用にやありませんでも、具体的に演習基地からあなたの方に要求され、かつ支払うことになつております二十七年年度の補償額であります。

○大石説明員 補償の範囲が、私どもの扱つておるものはいへん広いので、実はたいへん申訳なかつたので、本法によるものと誤解したので、その関係は、先ほど申し上げたように約七ないし八億程度に及ぶ、これはまだ実施をいたさないもので、これから実施するわけであります。その他のものにつきましては、実はこれを貸借契約に基く借料、それから土地の買収による買収費、最初に離作する場合の離作料、立木、立毛の補償、建物、工作物の移転除却による補償等いろ／＼な範囲にわたるので、それを一々拾ひ上げて申すのでないで、手元に数字を持つておらないのであります。ただ御参考までに大高根の演習場の補償金額がどれだけあるかという点を申し上げますと、總体におきまして今まで大高根演習場へ補償いたしました金額は、三千五百二十七万七千八百一円でございます。それを先ほど申し上げましたような種々の項目にわけて申し上げますと、立木の補償が二千六百十四万五千円、以下端数は捨てさせていた

だきます。木炭、まき、山菜あるいは山草等の補償四百二十二万四千円、くりの木八百十本の除却補償四万四千円、それから離作補償二十一万円、それからこれは村が違ひますので、別々に申し上げて恐縮ですが、同じく離作補償として百六十四万五千円、もう一つ百三十五万二千円、それから砲撃の破片等の落下によりまして、家屋等に損害を及ぼしましたので、その見舞金として九十五万七千円、それから軍の演習によりまして、これは重車両、砲車、あるいは戦車等の行動によりまして、ところの立木、立毛の補償が六十九万六千円、合計三千五百二十七万七千円の補償をしております。そのように、大体におきまして占領期間から講和発効後まで引続き使用せられております演習場、あるいは講和発効後に新しく飛行場の拡張あるいは演習場の拡張等のために設定せられたその部分の演習場、飛行場等、こういった事例と同様大體補償いたしております。

○淡谷委員 私のお伺いしたかつたのは、実は各補償もそうでありまして、二十七年年度の補償が現在払われていないという事実がもしあるとすれば、この後の法案の作成にあつて、補償すべき時期の問題が大きく浮び上つて来るのであります。これは零細漁民の生活から申しますと、接収された当日からすでにこれが始まつております。これは一年もしくは二年後に支払われるべきようなものではない。どこまでも前回の委員会でも御答弁があつた通り、はつきり使用の契約が成り立つて、補償額も決定して、支払いの条件も完備した上で引渡しされるのが本筋かと思ひますが、それがさ／＼な処

置によつて全然補償もされず、補償金の受取りもしないうちに、その生業が奪われておるといふ状態が各地にあります。これは特に外務省の方にお伺ひたいと思ひますが、本日はおいでになつておりませんか。

○田口委員 安川閣僚協力局第三課長がおいでになつております。

○淡谷委員 それでは質問の要旨をとりまとめます。占領後引続いて演習地もしくは基地として使用された場合における手続上の処置、それから新しく演習地もしくは基地として使用される場合の手続を詳細に伺ひたいと思ひます。

○安川説明員 お答え申し上げます。最初の占領中の施設が引続き使用される場合の手続を申し上げます。占領中から引続き使用されておりますところは、御承知の行政協定ができましたときに、それに付屬しまして岡崎、ラスク交換公文という手紙が交換されました。行政協定とその交換公文の二つによつて規定されておるわけであります。そこで行政協定が二月にできまして、合同委員会というものが設置されることになつたのであります。講和条約が発効いたします四月二十八日を持つて、行政協定が締結されるとすぐ、日米両者の間で予備作業班というものができました。その予備作業班で従来占領中に使われていた施設を、全部両者で協議いたしました。ここにこれを占領後引続いて使うかどうかというのを両者で協議してきめて行つたわけであります。そうしてその仕事は講和条約発効と同時に合同委員会というものに切りかえられて、その合

同委員会を通じて、その個々の施設を引續いて提供するかどうかという作業を行つたわけでありませう。そうしてそれによつて日本側が引續き提供することと同意したものは、その都度新しい占領後の施設として行政協定の附表に追記されて行つたわけでありませう。ところがその作業が各施設にわたりますので、時日を要するといふことが最初から予想されたために、もし平和条約が発効して九十日以内に日本政府が同意しなかつたものについては、九十日以後においては占領中に使用しておつたものは引續いて米軍が使用することと認めるというところが、先ほど申しました岡崎・ラスク交換公文に規定されておるわけでありませう。それを字句通り申し上げますと、「日本国が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設及び区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和条約の効力発生の日の後九十日以内に成立しないものの使用の継続を許されれば、幸でありませう。」という先方の要請に対して、それを確認した手紙を岡崎外務大臣の名前で出しまして、そこで九十日以内に合意に到達しないものは引續いて米軍が使う権利を日本側が認めた。以上が占領中に使用されておりました施設の手續でありまして、新規の要求の手續を申し上げますと、これは日米合同委員会の要求でございます。そこでこれをこちらで受理しますと、外務省が合同委員会の事務局をやつておる関係で、外務省が中心となりまして、農地ならば農林省、施設の種類のよりましてそれぞれ関係各庁と協議をいたしまして、関係各庁で地元の方の状況を調査

いたします。その前に、米軍から要請がありましたときには、はたしてこれが米軍で絶対に必要なものかどうかといふことを米軍と協議しまして、その上で必要だといふことが認められた場合には、ただちに先ほど申しした国内関係官庁と協議いたしまして、その上で提供といふことに決定いたしますと、それを合同委員会を通じて先方に通知すると同時に、国内的には閣議で決定して提供といふことにきまるわけでありませう。以上が新規の要求の手續であります。

○淡谷委員 ただいまの御答弁の中にございました、九十日以内に不同意であつたものは引續き米軍が使用するといふことが岡崎・ラスクの交換公文でございました。そうしますと、占領後の演習地といふものは強制使用の形が残つてゐるわけですか。それから私、受取れないことがたくさんございませうが、新規の場合に、閣議決定には何か地元の同意があるように今の御説明では受取れませんが、地元関係人といふものをどのように外務省はお考えになつておるか。その点を明確にしたい。地元の同意といふことが今日さまたまな地方で紛擾の種になつておりますが、地元関係といふ内容をどうお考えになつておりますか、はつきり説明していただきたいと思ひます。

○安川説明員 ただいま地元の同意と私はつきり申し上げたかどうか記憶いたしておりませんが、その点は誤解のないように申し上げます。同意を得ることが一番望ましいのでありますが、やむを得ない場合には、内閣の例で見られますように、必ずしも閣議決定といふことが地元の同意といふこ

とを要件にしているといふことを申し上げたわけではないのであります。その点は誤解のないようお願いいたします。

それから地元をどういふふうにかへてゐるかといふことでございませうが、私の方でいたしまして直接地元と連絡するといふのは筋でないものでありまして、外務省といたしましては、農地の場合には農林省、それらの関係各庁を通じて地方の御意向を伺つて、地元の意向といふものは、結局関係官庁を通じて私の方で受取るというふうになつております。

○淡谷委員 御答弁はまことに不満足なんでございませうが、これ以上あなたに追究してもちよつと困ると思ひますので、外務大臣の御出席を待つて私は再質問したいと思ひます。お話の模様では、閣議決定には地元の同意が必ずしも必要でないといふたようなお話もございましたし、占領中から引續いての関係から申しまして、米軍の基地については非常に強制使用の色が濃厚になつて参りました。これを申し上げますのは、地元でさま／＼調べますと、地元が同意を余儀なくされますのが、調査に行つておりますそれ／＼の関係官庁の方が、もしこの要求に應じなければ、強制使用によつて補償金ももらえないとし、たいへんに不利になるからといつて恫喝を行つてゐるのであります。これなどははつきりあなたのお話の通り、次第によつては――むしろ次第によらなくても、米軍の要求があつた場合には、閣議決定で使わせる義務があるような印象を受けますが、これ以上私は追究いたしません。ただこういう形になつておりますと、なお

さら本案の審査が大事になつて参ります。その点もう少し直接責任者である外務大臣の答弁を願つてから、私はこの案の審査を進めたいと思ひます。

○田口委員長 本日はこの程度にとどめまして散会いたします。

午後一時二十八分散会